

### 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行等の預金取扱金融機関及び保険会社に対する排出権の現物取引等の解禁		
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室	電話番号：03-3506-6000（内線2751）	e-mail：RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 現在、銀行・保険会社の排出権取引については、デリバティブ取引が認められているものの、現物取引は認められていない。今回、銀行法・保険業法を改正し、銀行・保険会社に、固有業務の遂行を妨げない限度において、排出権の現物取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を行うことを認める。</p> <p>【目的及び必要性】 排出権取引はわが国に課せられた温室効果ガス削減目標達成のため有用な手段の1つであることから、今後わが国においても拡大する可能性がある。また、銀行・保険会社が排出権の現物取引に参加できないことが、わが国における排出権取引の活性化の阻害要因になる可能性がある。わが国における排出権取引の活性化の観点から、銀行・保険会社本体の他業証券業務として排出権の現物取引並びにその媒介、取次ぎ及び代理を追加することが必要である。</p>		
	法令の名称・関連条項	銀行法第11条、長期信用銀行法第6条、信用金庫法第53条、第54条、中小企業等協同組合法第9条の8、第9条の9、労働金庫法第58条、第58条の2、農業協同組合法第10条、農林中央金庫法第54条、株式会社商工組合中央金庫法第21条、保険業法第99条	
想定される代替案	排出権の現物取引等を銀行等及び保険会社の固有業務と同等の業務と位置付ける。		
規制の費用	費用の要素		代替案の場合
(遵守費用)	業務を適切に行うための体制（内部管理体制、研修体制等）の整備に係る費用が新たに発生する。	(本案と同様)	
(行政費用)	業務を適切に行うための体制（内部管理体制、研修体制等）に対する検査・監督に係る費用が新たに発生する	(本案と同様)	
(その他の社会的費用)	特になし。	本案では「固有業務の遂行を妨げない限度において」排出権の現物取引等を認めることとしているが、それを超えて排出権の現物取引等を認める代替案においては、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。	
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	銀行・保険会社の参加により取引自体の厚みが増すことに加え、銀行・保険会社の顧客の排出権取引へのアクセスが容易になるため、わが国における排出権取引の活性化が期待される。また、銀行・保険会社の収益機会が増加することが期待される。	(本案と同様)	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本案、代替案のいずれにおいても、同様の便益が得られる。他方、費用をみると、代替案の場合、銀行等及び保険会社の健全性が損なわれる懸念も生じ得る。 従って、本改正案を選択することが適当であると考えられる。		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）では、以下の通り提言頂いた。「(略)今後の状況を見極めつつ、排出権取引を銀行・保険会社本体の業務として明確に位置付ける方向で検討すべきである。」		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。		
備考			